



3教文第646号
3教体第236号
令和3年9月10日

各県立学校長 様

学芸文化課長
体育保健課長
(公印省略)

県立学校における令和3年9月13日以降の部活動の取扱いについて（通知）

本県における、国の「まん延防止等重点措置」の適用は、9月12日（日）をもって終了し、9月13日（月）より県の感染段階（佐世保市を除く）が、最も高い段階のステージ5（緊急事態宣言）からステージ4（特別警戒警報）に引き下げられますが、佐世保市についてはステージ5（緊急事態宣言）が引き続き発令されており、依然として警戒を緩めることができない状況にあります。

つきましては、感染リスクを最小限に抑える取組として、人との接触機会を低減するための対策を継続して講じる必要があることから、生徒の安全面を考慮し、令和3年9月13日（月）より、当面の間、【別紙】に基づいた取組をお願いします。

なお、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。

記

○【令和3年9月13日以降の部活動の取扱い】における主な内容と特に留意すべき点

主な内容	<ul style="list-style-type: none">・平日2時間程度の自校での活動のみ可（土日及び休業日は中止）・他校等との交流は禁止・大会参加については、全国大会等（県や地区の予選を含む）への参加は可
特に留意すべき点	<ul style="list-style-type: none">・健康観察を実施し、生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合や、同居の家族に風邪症状がみられる場合は、参加させないことを徹底すること。（発熱、咳やのどの痛みなど）・身体接触や互いに近接する活動、大きな発声や激しい呼気、室内での合唱や管楽器演奏などの感染リスクの高い活動は避けること。・練習前後の部室等の一斉利用と集団での飲食を控え、練習終了後は速やかな帰宅を促すこと。・熱中症予防を含め、けがや事故等がないよう、無理のない運動強度、頻度等を設定すること。

※詳細は【別紙】参照

部活動の取扱いについて（令和3年9月13日以降）

県立学校の部活動においては、下記、感染症対策の措置を講じた上で、実施するものといたします。
 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、次に県教育委員会が通知するまでの当面の間、以下の取組を徹底してください。

実施にあたって

- 健康観察を実施し、生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合や、同居の家族に風邪症状がみられる場合は、参加させないことを徹底すること。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 平日2時間程度の自校での活動のみ可とする。（土日及び休業日は中止）
- 他校等との交流は禁止とする。
- 身体接触や互いに近接する活動、大きな発声や激しい呼気、室内での合唱や管楽器演奏などの感染リスクの高い活動は避けること。
- 練習前後の部室等の一斉利用と集団での飲食を控え、練習終了後は速やかな帰宅を促すこと。
- 大会への参加について
 - ①全国・九州大会等への参加は、中央競技団体等や全国・九州の高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催・共催・後援する公式大会等への出場のみとする。
 - ②県内における大会等への参加は、上記①の全国・九州大会等に直接つながる予選大会のみ可とする。
 なお、シード決めや強化を目的とした大会への参加は不可とする。
- 大会参加を検討する際は、自校が所在する市町が独自の感染症対策として、移動等を制限する場合もあることなどに留意するとともに、生徒及び保護者の意向を尊重し、参加の可否について慎重に判断すること。
- 下記「具体的な留意事項」の内容については、指導者が生徒に対し確実に周知すること。
 なお、留意事項への対策が十分取れない場合は、部活動の実施を見合わせること。

具体的な留意事項 【感染拡大防止対策等について】

- ・ 部活動の前後で、部員同士が集まって食事を取る場面を可能な限り避け、飲食時の感染防止を徹底するとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促すこと。
- ・ 更衣室や部室等を使用する場合は、短時間の利用で交替制とするなどして、一斉利用を避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限などを行うこと。
- ・ 移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気も行うこと。
- ・ 大会参加などでやむを得ず宿泊する際は、飲食および入浴の時間や会場を分散する、他のチームと相部屋にしないなど、普段一緒に活動している者以外との接触を可能な限り避けること。
- ・ 部活動停止中に、生徒の体力・運動能力が落ちていることを踏まえ、競技特性、生徒の発達の段階、競技レベル等に十分配慮し、スポーツ医・科学的な見地から運動部活動ガイドラインに則った練習計画のもと、熱中症予防を含め、けがや事故等がないよう、無理のない運動強度、頻度等を設定すること。
- ・ 毎回、部活動単位で、生徒の体温を検温するなど、健康観察を行うこと。
- ・ 体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・ 生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・ 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・ 活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。

※「県HP」はこちらです。

- 『「長崎県からのお願い」に記載している「感染者が拡大している地域について」』で閲覧可
- QRコード：こちらからも確認できます。

